証券コード6455
平成19年６月８日

株　主　各　位

大阪市生野区小路東五丁目５番20号
株式会社モリタ
代表取締役社長　中島正博

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。
　さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成19年６月27日（水曜日）午後５時40分までに到着するよう折返しご送付いただきたくお願い申しあげます。**

敬　具

記

1.日　時　平成１９年６月２８日(木曜日）午前10時
2.場　所　大阪市生野区小路東五丁目５番20号
　　当会社　大阪本社会議室
3.会議の目的事項
報告事項　1．第74期（自　平成18年４月１日　至　平成19年３月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　2．第74期（自　平成18年４月１日　至　平成19年３月31日）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役９名選任の件
第４号議案　監査役４名選任の件
第５号議案　退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
第６号議案　役員賞与支給の件
第７号議案　監査役の報酬額改定の件

４.招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として、株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.morita119.com）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事　業　報　告

（自　平成18年４月１日
至　平成19年３月31日）

1．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の回復による設備投資の増加や雇用情勢にも改善が見られるなど、景気は回復基調を辿ってまいりました。

このような状況にあって、当社グループは、各事業部門において、懸命な営業活動を展開するとともに原価低減、経費の削減による収益力の強化、グループの総合力の向上に努めてまいりました。

しかしながら、当連結会計年度の業績は、消防ポンプ部門の高機能車等の売上台数の減少などの影響が大きく、売上高は前年同期比3,821百万円減少し、41,592百万円（8.4%減）となりました。利益につきましても、営業利益は、前年同期比1,153百万円減少し2,096百万円（35.4%減)、経常利益は、前年同期比1,043百万円減少し2,376百万円（30.5%減)、当期純利益は前年同期比764百万円減少し、1,336百万円（36.3%減）となりました。

事業セグメント別の概況は次のとおりであります。

防災関連事業におきましては、売上高は、消防ポンプ部門において、はしご車、高所放水車等の売上台数の減少の影響が大きく、前年同期比3,585百万円減少し、27,674百万円（11.4%減）となり、営業利益は1,530百万円と前年同期比1,181百万円（43.5%減） の減益となりました。

環境関連事業におきましては、売上高は、14,519百万円と前年同期比203百万円(1.3%減)の減収となりましたが、ギロチンプレス、スクラッププレス等産業機械部門は好調に推移しており、営業利益は566百万円と前年同期比29百万円（5.5%増) の増益となりました。

(2) 対処すべき課題

(1) 売上の拡大

① 市町村合併による広域化や補助金制度の変更により、主要顧客である自治体の消防ポンプ車整備計画の見直し、変更により需要が顕在化しない状況が続いております。そこで当社は、この厳しい環境を乗り切るべく、災害への備えとして、安心・安全の確保ができるよう、顧客の要望にこたえる製品を開発し、需要を創造してまいります。

まず、従来の17分の１の水量で消火可能な泡消火装置を開発いたしました。消火活動を根本的に変える可能性のある画期的な製品と位置づけ、国内外で積極的な販売活動を行います。大地震発生時にも、少ない水で効率的な消火活動が期待できます。また、マンション等の火災における消火活動の際、問題となっている水損被害による二次災害防止に効果が期待されています。

次に、従来の３倍の効率で人命救助ができる高性能はしご車等の製品を市場に投入してまいります。ボデーを樹脂に変更することにより、軽量化を図るとともに、デザイン性の優れた車を開発してまいります。

② 国内の消防車市場は横ばいですが、中国を中心とする東南アジア市場、中近東市場は約３千台の年間購入台数があり（国内市場の約３倍)、今後さらなる拡大が見込まれます。そこで当社は、代理店網の拡大、生産拠点の確保（中国、ベトナム）を行い、海外市場の販売を拡大してまいります。

③ 消火器部門では循環型社会の実現を目指し、不用消火器回収システム「サークル・モリタ・エコ」の運用を開始し、消火薬剤の再消火剤化、肥料化及び容器の再資源化による廃消火器の再生利用を推進してまいります。また、グループホーム火災を受け、その規制の強化に伴い、当社は簡易型消火装置「スプリネックス」を積極的に販売してまいります。

(2) 原価低減、販売管理費の削減

最近のＩＴ技術の進歩は目覚しいものがあり、過去の生産情報の蓄積が容易にできるようになりました。さらに、平成20年４月竣工予定の新工場では、顧客仕様のデータベースによる取り込みから、発注、生産まで一貫した「革新的なモノづくり」によって、大幅な原価低減や販売管理費の削減を実現してまいります。

(3) 新規事業

モリタは防災と環境をテーマに、既存事業に加え、新規事業を多角的に展開してまいります。防災では火災後の消火対応から災害予防分野への進出を目指します。環境では、使用済み消火薬剤の肥料化により、循環型ビジネスモデルを構築しましたが、その他の分野でも、循環型社会実現の技術分野へ展開してまいります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、設備投資及び借入金返済資金に充当するため、長期借入金50億円を調達いたしました。

(4) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は1,298百万円であり、主なものは消防ポンプ部門の生産性向上のための新工場（兵庫県三田市）建設の投資であります。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第71期 (15/４～16/３)	第72期 (16/４～17/３)	第73期 (17/４～18/３)	第74期 (18/４～19/３) (当連結会計年度)
受　注　高 (百万円)	42,882	44,013	44,004	42,593
売　上　高 (百万円)	41,643	42,197	45,413	41,592
経 常 利 益 (百万円)	2,647	3,073	3,419	2,376
当期純利益 (百万円)	1,568	1,801	2,101	1,336
１株当たり当期純利益 (円)	32.55	38.57	45.60	31.04
総　資　産 (百万円)	56,796	56,242	58,590	59,165

(注)　１株当たり当期純利益は期中平均株式数により計算しております。

(10) 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社 モリタエコノス	1,000 百万円	100 %	環境衛生車輌の製造、販売
株式会社 モリタテクノス	100	100	消防車のオーバーホール
株式会社 モリタ総合サービス	100	100	当社製品の製造請負業
株式会社 モリタユージー	40	100	消火器、消火設備等の製造、販売
株式会社 北海道モリタ	30	50	消防車の製造、販売

連結決算の対象会社は、当社及び連結子会社７社であります。

(11) 主要な事業内容

当社の企業集団は、消防ポンプ車、消火器、防災設備、環境衛生車輌、環境機器の製造販売及び環境プラントの設計、施工を主な内容として、さらに各事業に関連する製品・部品の製造及びサービス等の事業活動を展開しております。

事業の種類別セグメント及びその主要製品は、次のとおりであります。

事業セグメント	主　要　製　品
防 災 関 連 事 業	はしご付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車、普通消防ポンプ自動車、消火器、防災設備、その他防災関係製品
環 境 関 連 事 業	リサイクル処理施設、各種ごみ処理施設、スクラップ処理施設、スクラップ処理機械、衛生車、塵芥車、各種環境保全車輌

(12) 主要な営業所及び工場

① 当社

本 社	大 阪 本 社　　大阪市生野区小路東五丁目５番20号 東 京 本 社　　東京都港区西新橋三丁目25番31号
支 店	大阪支店 [大阪市]、仙台支店 [仙台市]、名古屋支店 [名古屋市]、福岡支店 [福岡市]
工 場	一般車工場 [大阪市]、特装車工場 [三田市]、上野工場 [伊賀市]、船橋工場 [船橋市]

② 子会社

株式会社　モリタエコノス	大阪府八尾市神武町１番48号
株式会社　モリタテクノス	大阪府東大阪市高井田中二丁目３番26号
株式会社　モリタ総合サービス	大阪市生野区小路東五丁目５番20号
株式会社　モリタユージー	東京都千代田区神田須田町二丁目３番地５
株式会社　北海道モリタ	札幌市東区苗穂町十三丁目２番17号

(13) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,130名	６名増

(14) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほコーポレート銀行	1,950 百万円
株式会社三井住友銀行	1,430
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,320

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数　46,918,542株（自己株式4,266,764株を含む）

(2) 株主数　5,053名

(3) 発行済株式（自己株式を除く）の総数の10分の１以上の数の株式を保有する株主

該当事項はありません。

なお、上位10位の株主の状況は次のとおりであります。

株主名	持株数	出資比率
第一生命保険相互会社	3,265 千株	7.65 %
株式会社みずほコーポレート銀行	2,107	4.94
住友信託銀行株式会社	2,102	4.92
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	2,055	4.81
モリタ取引先持株会	2,031	4.76
株式会社三井住友銀行	2,007	4.70
ドレスナー バンク エージー フランクフルト エクイティーズ カスタマーズ アカウント	1,710	4.00
モリタ従業員持株会	1,097	2.57
宮田工業株式会社	900	2.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	895	2.09

(注)　出資比率は自己株式（4,266,764株）を控除して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

第73回定時株主総会後、定款授権に基づく取締役会決議により買い受けた株式

取得株式　普通株式　752,000株

取得価額の総額　456,659千円

買受を必要とした理由　機動的な資本政策の遂行のため

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権の状況

平成16年６月29日開催の定時株主総会の決議による新株予約権

① 新株予約権の数
１,９８２個

② 目的となる株式の種類及び数
普通株式　１,９８２,０００株

③ 新株予約権の発行価額
無償

④ 新株予約権の行使価額
１株につき658円

⑤ 新株予約権の行使条件

ⅰ. 新株予約権を付与された者は、権利行使時においても当社並びに子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員（顧問含む）であることを要する。ただし、権利行使期間中に当該地位を喪失した場合でも喪失後１年間に限り、権利行使を認めるものとする。

ⅱ. 新株予約権を付与された者が、権利行使期間中に死亡した場合は、同時に権利を失効するものとする。

ⅲ. その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する契約に定めるところによる。

⑥ 新株予約権の行使期間
平成18年７月１日から平成23年６月30日まで

⑦ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取　締　役	165個	普通株式　165,000株	８名
監　査　役	40個	普通株式　40,000株	３名

(2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役会長	新村鋭男	㈱モリタテクノス代表取締役会長
代表取締役社長	中島正博	
取締役副社長	出水重次	ポンプ営業本部長
取締役副社長	生地雅昭	管理サービス本部長
専務取締役	柴田正興	ポンプ生産本部長
常務取締役	村井直行	技術研究所長
常務取締役	浅田栄治	ポンプ生産本部 副本部長・購買部長
常務取締役	前畠幸広	ポンプ営業本部 副本部長・営業統括部長
常務取締役	中田和彦	管理サービス本部 副本部長・経理部長、ポンプ生産本部 生産企画部 原価管理課担当
取締役	北村賢一	環境事業本部長
取締役	土谷和博	防災事業本部長・事業統括部長
常勤監査役	広瀬郷	
常勤監査役	西田一成	
監査役	松村和宜	弁護士
監査役	中野輝雄	

(注) 1. 広瀬 郷、松村和宜、中野輝雄の３氏は、社外監査役であります。
2. 当期中の取締役の異動は次のとおりであります。
(1) 新任
取締役副社長 生地雅昭 (平成18年６月29日)
取締役 北村賢一 (平成18年６月29日)
取締役 土谷和博 (平成18年６月29日)
(2) 退任
専務取締役 柴田正興 (平成19年３月31日辞任)
(3) 地位の変更
取締役中島正博氏は、平成18年６月29日をもって代表取締役社長に、取締役中田和彦氏は、平成18年7月1日をもって常務取締役にそれぞれ就任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 11名 320百万円
監査役 ４名 34百万円（うち社外監査役 ３名 20百万円)

(3) 社外役員に関する事項

① 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況
該当事項はありません。
② 他の会社の社外役員との兼任状況
該当事項はありません。

③ 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
④ 当事業年度における主な活動状況
取締役会等への出席状況及び発言状況

区　分	氏　　名	出席状況及び発言状況
監　査　役	広　瀬　　郷	当期開催の取締役会20回及び監査役会5回全てに出席し、主に金融機関での豊富な業務経験から、必要な発言を行っております。
監　査　役	松　村　和　宜	当期開催の取締役会20回のうち12回、監査役会5回全てに出席し、主に弁護士としての専門的な見地から、必要な発言を行っております。
監　査　役	中　野　輝　雄	当期開催の取締役会20回のうち10回、監査役会5回全てに出席し、主に経験豊富な経営者の視点から、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称
太陽ＡＳＧ監査法人

(2) 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額　　14百万円

(3) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　　20百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額には証券取引法に基づく監査に対する報酬を含めております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任することができます。当該解任をした場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に開催される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役は、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の不再任を株主総会に提案いたします。

6． 会社の体制及び方針

(1) 内部統制に関する基本方針及び体制

当社は、『当社は、心を込めたモノづくりと、絶えざる技術革新によって、「安全で住みよい豊かな社会」に貢献し、真摯な企業活動を通じて社会との調和を図ります。』という企業理念に基づき、会社法第362条第４項第６号に定められた「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について、平成18年５月11日開催の取締役会において次のとおりその基本方針を決議いたしました。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ)取締役会は、「取締役会規則」を設けて取締役会決議事項の付議基準を明確に定め、これに則り会社の業務執行を決定する。

(ロ)代表取締役社長は、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議やその他の社内規則に従い職務を遂行する。

(ハ)取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務の執行状況を毎月開催する取締役会で報告し、他の取締役の職務執行を相互に監督する。

(ニ)取締役の職務執行状況は、監査役監督基準及び監査方針・監査計画に基づき監査役の監査を受ける。

(ホ)コンプライアンス全体を統括する組織として社長直轄で法務室を設置し、全役職員がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として捉え、業務にあたるよう指導している。

(ヘ)リスク情報の早期発見と不正抑止効果のため、管理サービス本部長を委員長として内部通報制度委員会を設置し、問題発生時の事実関係の調査と対応策を決定する。また、必要に応じて取締役会への報告や再発防止策の提案にあたる。

(ト)綱紀委員会を年２回定期的に開催し、法令や社内規則に違反した役職員への制裁措置を決定している。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(イ)取締役は、職務執行に係る電磁的記録を含む文書、その他の重要な情報を、法令及び社内規定に基づき適正に保存、管理する。

(ロ)監査役は、取締役の職務執行に係る文書等情報の保存及び管理について、関連諸規定に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

(ハ)取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧することができる。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ)各部署長は、自部署の業務フロー図を整備し、フロー図のなかで内在するあらゆるリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を定期的に見直す。
(ロ)営業活動に伴い発生する債権回収リスクについては、「売掛債権管理の憲法」を設けて、各部門ごとに詳細な基準を設けることで、不良債権の発生を未然に防ぐとともに、発生後の適切な管理に努める。
(ハ)社長直轄の経営企画室には、各部署から月次で業務執行報告が届き、これにより組織横断的なリスク状況を総括的に管理している。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月１回定期的に開催し、緊急決議を要する場合には、臨時取締役会を開催している。
(ロ)変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、常勤役員（取締役、監査役、執行役員）による早朝会議を原則として毎週１回開催し、担当部門の業務執行状況の報告や決裁事項の詳細なる説明をしている。

⑤　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ)管理サービス本部の下に関連事業室を設置し、子会社・関連会社（以下、子会社等という）から業績や経営状況について定期的に報告を受け、必要に応じて取締役会に報告している。また、連結対象子会社とは四半期決算ごとに連絡会議を設けて、適正な決算業務の運営に努めている。
(ロ)子会社等の取締役や監査役に当社の役職員を非常勤で兼務させ、取締役会等重要な会議への出席によって、情報を取得している。
(ハ)当社の監査役は、計画的に当社及び子会社等の監査に赴き、子会社等の業務執行状況を監査している。
(ニ)社長直轄の監査室は、計画的に子会社等の業務監査を実施し、法令や社内規則に則って適正に業務が行われているかを監査している。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(イ)「業務分掌規程」において、内部業務監査を担当している監査室のスタッフが監査役を補助する業務も兼任するように明確にしている。
(ロ)監査室スタッフの人事については、常勤監査役の事前の同意を得ることで、取締役からの独立性を確保している。

(ハ)監査役の職務を補助する監査室スタッフに対する指揮命令権限は、その業務の範囲内においては、監査役または監査役会に帰属するものとし、取締役、執行役員及びその他の使用人は指揮命令権限を有しない。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(イ)業務執行を担当する取締役及び執行役員は、毎月開催される取締役会において担当部門の業務執行報告を行い、監査役は常に取締役会に出席してその報告を受ける。
(ロ)業務執行を担当する取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
(ハ)内部通報制度委員会には常勤監査役も委員として参画し、不正事故情報についても早期に監査役に報告できる体制を整えている。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ)常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、各事業部門の定期的な報告会議等に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役や執行役員、使用人にその説明を求めている。
(ロ)監査役は会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図っている。
(ハ)監査役は、内部監査の監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を依頼する。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

以上のご報告のうち、金額、株数及び比率は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成19年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	**(59,165)**	**(負債の部)**	**(29,195)**
流動資産	**24,294**	**流動負債**	**18,248**
現金及び預金	4,856	支払手形及び買掛金	11,658
受取手形及び売掛金	12,822	短期借入金	200
たな卸資産	5,540	一年以内返済予定の長期借入金	2,088
繰延税金資産	479	未払金	917
その他	639	未払法人税等	661
貸倒引当金	△ 42	未払消費税等	53
固定資産	**34,871**	賞与引当金	679
有形固定資産	**27,211**	役員賞与引当金	113
建物及び構築物	4,867	その他	1,876
機械装置及び運搬具	1,265	**固定負債**	**10,947**
土地	19,865	長期借入金	5,024
建設仮勘定	832	繰延税金負債	1,311
その他	378	退職給付引当金	593
無形固定資産	**161**	役員退職引当金	422
ソフトウェア	157	再評価に係る繰延税金負債	3,323
その他	4	その他	273
投資その他の資産	**7,498**	**(純資産の部)**	**(29,969)**
投資有価証券	6,072	**株主資本**	**27,917**
繰延税金資産	276	**資本金**	**4,746**
その他	1,697	**資本剰余金**	**4,365**
貸倒引当金	△ 547	**利益剰余金**	**21,127**
		自己株式	**△ 2,321**
		評価・換算差額等	**1,765**
		その他有価証券評価差額金	**1,734**
		繰延ヘッジ損益	**△ 4**
		土地再評価差額金	**△ 4**
		為替換算調整勘定	**40**
		少数株主持分	**286**
資産合計	**59,165**	**負債及び純資産合計**	**59,165**

連結損益計算書

（自　平成18年４月１日
至　平成19年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**41,592**
売上原価		**31,054**
売上総利益		**10,537**
販売費及び一般管理費		**8,441**
営業利益		**2,096**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	79	
持分法による投資利益	80	
その他	312	472
営業外費用		
支払利息	112	
その他	80	192
経常利益		**2,376**
特別利益		
固定資産売却益	19	
貸倒引当金戻入益	117	
債務保証損失引当金戻入益	19	
投資有価証券売却益	408	564
特別損失		
固定資産除却損及び売却損	103	
投資有価証券評価損	8	
関係会社株式評価損	300	
関係会社株式売却損	26	
会員権評価損	1	440
税金等調整前当期純利益		**2,500**
法人税、住民税及び事業税	1,105	
法人税等調整額	47	1,152
少数株主利益		11
当期純利益		**1,336**

連結株主資本等変動計算書

（自　平成18年４月１日
至　平成19年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年３月31日残高	4,746	4,346	20,336	△1,610	27,818
連結会計年度中の変動額					
利益処分による利益配当			△240		△240
剰余金の配当			△216		△216
利益処分による役員賞与			△85		△85
当期純利益			1,336		1,336
自己株式の取得				△795	△795
自己株式の処分		18		84	102
持分法適用会社の増加による増減			△3		△3
連結子会社減少による剰余金減少額			△0		△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	18	791	△711	99
平成19年３月31日残高	4,746	4,365	21,127	△2,321	27,917

（単位：百万円）

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定		
平成18年３月31日残高	2,845	—	△4	—	280	30,939
連結会計年度中の変動額						
利益処分による利益配当						△240
剰余金の配当						△216
利益処分による役員賞与						△85
当期純利益						1,336
自己株式の取得						△795
自己株式の処分						102
持分法適用会社の増加による増減						△3
連結子会社減少による剰余金減少額						△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△1,111	△4	—	40	6	△1,069
連結会計年度中の変動額合計	△1,111	△4	—	40	6	△969
平成19年３月31日残高	1,734	△4	△4	40	286	29,969

連　結　注　記　表

＜連結計算書類作成のための基本となる重要な事項＞

1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．連結の範囲に関する事項

連結子会社……７社

株式会社モリタエコノス、株式会社モリタテクノス、株式会社モリタ総合サービス、株式会社モリタユージー、株式会社モリタエンジニアリング、株式会社上野モリタ、株式会社北海道モリタ

従来、連結子会社であったモリタ第一機工株式会社は、清算したため当連結会計年度から除外しております。

非連結子会社……２社

株式会社アルボ、康鴻森田（香港）有限公司

非連結子会社２社の合計の総資産、売上高、当期純利益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

3．持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数……３社

株式会社モリタ東洋、南京晨光森田環保科技有限公司、四川森田消防装備製造有限公司

前連結会計年度において持分法非適用会社であった、株式会社モリタ東洋、南京晨光森田環保科技有限公司及び四川森田消防装備製造有限公司は重要性が増したため、当連結会計年度から持分法の適用範囲に含めております。

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称は、株式会社アルボ、鹿児島森田ポンプ株式会社、康鴻森田（香港）有限公司であり、いずれも当期純利益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

4．持分法の適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる南京晨光森田環保科技有限公司、四川森田消防装備製造有限公司の２社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。株式会社モリタ東洋については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

5．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

6．会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

② たな卸資産

評価基準　原価法

評価方法　製品及び仕掛品……主として個別法

原材料……移動平均法

③ デリバティブ　時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。但し、平成10年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産

定額法によっております。

③ 長期前払費用

定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異（3,968百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤ 役員退職引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を、為替予約については振当処理をしております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ、為替予約

ヘッジ対象……借入金の利息、外貨建金銭債権債務等

③ ヘッジ方針

当社グループの内部規定に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジするためにデリバティブ取引を行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、評価しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理方法は、税抜方式によっております。

7. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

8. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、５年間で均等償却する方法によっております。ただし、金額が僅少の場合は、発生年度に全額償却する方法によっております。

＜会計方針の変更＞

1. 役員賞与に関する会計基準

当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第４号　平成17年11月29日）を適用しております。これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、113百万円減少しております。

2. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等

当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第５号　平成17年12月９日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第８号　平成17年12月９日）を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は、29,688百万円であります。

＜連結貸借対照表の注記＞

1．有形固定資産の減価償却累計額　15,516百万円

2．担保提供資産　有形固定資産　90百万円
　担保に係る金銭の債務　短期借入金　― 百万円

3．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、評価差額金を純資産の部に計上しております。
・再評価の方法……土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。
・再評価を行った年月…平成14年３月31日
・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
…4,068百万円

4．期末日満期手形
期末日満期手形の処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度の末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が残高に含まれております。

受取手形	237百万円
支払手形	704百万円

＜連結株主資本等変動計算書の注記＞

1．当連結会計年度末日における発行済株式の数　普通株式　46,918,542株

2．当連結会計年度中に行った剰余金の配当
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年６月29日定時株主総会	普通株式	240	5.50	平成18年３月31日	平成18年６月30日
平成18年10月30日取締役会	普通株式	216	5.00	平成18年９月30日	平成18年12月１日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年６月28日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	639	15.00	平成19年３月31日	平成19年６月29日

3．新株予約権の目的となる株式の数　普通株式　1,566,000株

＜１株当たり情報の注記＞

1.	１株当たり純資産額	695円94銭
2.	１株当たり当期純利益（期中平均株式数による）	31円04銭

なお、１株当たり当期純利益の算定基準は以下のとおりであります。

当期純利益	1,336百万円
普通株式に係る当期純利益	1,336百万円
普通株式の期中平均株式数	43,062千株

＜重要な後発事象の注記＞

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年５月21日

株式会社 モ リ タ
取 締 役 会　御中

太陽ＡＳＧ監査法人
代表社員 業務執行社員　公認会計士　新　村　　実㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　小笠原　　直㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社モリタの平成１８年４月１日から平成１９年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社モリタ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「会計方針の変更」に記載されているとおり、連結会社は当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」を適用しているため、当該会計基準により連結計算書類を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸 借 対 照 表

(平成19年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	**(51,843)**	**(負債の部)**	**(23,850)**
流動資産	**16,651**	**流動負債**	**13,644**
現金及び預金	2,834	支払手形	779
受取手形	1,087	買掛金	7,219
売掛金	7,765	一年以内返済予定の長期借入金	2,088
製品	323	未払金	732
原材料	1,280	未払費用	74
仕掛品	2,303	未払法人税等	413
貯蔵品	0	前受金	1,437
前払費用	60	預り金	352
短期貸付金	422	賞与引当金	400
一年以内返済の長期貸付金	137	役員賞与引当金	79
繰延税金資産	266	その他	68
その他	193	**固定負債**	**10,205**
貸倒引当金	△ 25	長期借入金	5,024
固定資産	**35,192**	預り保証金	254
有形固定資産	**25,775**	繰延税金負債	1,311
建物	4,383	役員退職引当金	291
構築物	394	再評価に係る繰延税金負債	3,323
機械装置	750		
車輌運搬具	37	**(純資産の部)**	**(27,993)**
工具器具備品	253	**株主資本**	**26,303**
土地	19,122	**資本金**	**4,746**
建設仮勘定	831	**資本剰余金**	**4,365**
無形固定資産	**129**	資本準備金	1,638
ソフトウェア	124	その他資本剰余金	2,726
その他	4	**利益剰余金**	**19,512**
投資その他の資産	**9,288**	利益準備金	1,234
投資有価証券	5,891	その他利益剰余金	18,278
関係会社株式	2,530	配当準備積立金	1,000
関係会社出資金	190	固定資産圧縮積立金	1,127
長期貸付金	391	別途積立金	15,039
長期前払費用	1	繰越利益剰余金	1,111
その他	826	**自己株式**	△ **2,321**
貸倒引当金	△ 543	**評価・換算差額等**	**1,690**
		その他有価証券評価差額金	**1,699**
		繰延ヘッジ損益	△ **4**
		土地再評価差額金	△ **4**
資産合計	**51,843**	**負債及び純資産合計**	**51,843**

損　益　計　算　書

（自　平成18年４月１日
至　平成19年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**25,996**
売上原価		**20,226**
売上総利益		**5,770**
販売費及び一般管理費		**5,016**
営業利益		**753**
営業外収益		
受取利息	28	
受取配当金	358	
雑収入	766	1,153
営業外費用		
支払利息	106	
雑損失	277	384
経常利益		**1,522**
特別利益		
固定資産売却益	16	
貸倒引当金戻入益	122	
債務保証損失引当金戻入益	19	
投資有価証券売却益	408	566
特別損失		
固定資産除却損及び売却損	93	
投資有価証券評価損	8	
会員権評価損	1	
関係会社株式評価損	300	403
税引前当期純利益		**1,685**
法人税、住民税及び事業税	670	
法人税等調整額	13	683
当期純利益		**1,002**

株主資本等変動計算書

（自　平成18年４月１日
至　平成19年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						配当準備積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
平成18年３月31日残高	4,746	1,638	2,707	4,346	1,234	1,000	1,174	14,739	878	19,026
事業年度中の変動額										
利益処分による利益配当				—					△240	△240
剰余金の配当				—					△216	△216
利益処分による役員賞与				—					△60	△60
当期純利益				—					1,002	1,002
利益処分による固定資産圧縮積立金の取崩				—			△24		24	—
固定資産圧縮積立金の取崩				—			△22		22	—
利益処分による別途積立金の積立				—				300	△300	—
自己株式の取得				—						—
自己株式の処分			18	18						—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	—	—	18	18	—	—	△47	300	233	486
平成19年３月31日残高	4,746	1,638	2,726	4,365	1,234	1,000	1,127	15,039	1,111	19,512

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年３月31日残高	△1,610	26,509	2,785	―	△4	2,780	29,289
事業年度中の変動額							
利益処分による利益配当		△240					△240
剰余金の配当		△216					△216
利益処分による役員賞与		△60					△60
当期純利益		1,002					1,002
利益処分による固定資産圧縮積立金の取崩		―					―
固定資産圧縮積立金の取崩		―					―
利益処分による別途積立金の積立		―					―
自己株式の取得	△795	△795					△795
自己株式の処分	84	102					102
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△1,085	△4	―	△1,090	△1,090
事業年度中の変動額合計	△711	△206	△1,085	△4	―	△1,090	△1,296
平成19年３月31日残高	△2,321	26,303	1,699	△4	△4	1,690	27,993

個 別 注 記 表

＜重要な会計方針＞

1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券　子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法

その他有価証券　時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

（2）たな卸資産　原価法　原　材　料……移動平均法

製品・仕掛品……個別法

（3）デリバティブ　時価法

3．固定資産の減価償却の方法　有形固定資産　定率法

但し、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産及び長期前払費用　定額法

4．引当金の計上基準

（1）貸 倒 引 当 金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

（2）賞 与 引 当 金……従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

（3）役員賞与引当金……役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

（4）退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異1,704百万円については、15年による按分額を費用処理しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、計算の結果、当事業年度末においては退職給

付引当金が借方残高となったため、前払年金費用として37百万円を投資その他の資産「その他」として計上しております。

（５）役員退職引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6．リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7．ヘッジ会計の処理方法

（１）ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理を採用しております。
なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を、為替予約については振当処理をしております。

（２）ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……金利スワップ、為替予約
ヘッジ対象……借入金の利息、外貨建金銭債権債務等

（３）ヘッジ方針……当社の内部規定に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジするためにデリバティブ取引を行っております。

（４）ヘッジの有効性評価の方法……ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、評価しております。

8．消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

＜会計方針の変更＞

1．役員賞与に関する会計基準

当事業年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第４号　平成17年11月29日)を適用しております。これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、79百万円減少しております。

2．貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等

当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第５号　平成17年12月９日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第８号　平成17年12月９日)を適用しております。
従来の資本の部の合計に相当する金額は、27,998百万円であります。

＜貸借対照表の注記＞

1．関係会社に対する金銭債権・金銭債務

短期金銭債権	1,100百万円
短期金銭債務	557百万円
長期金銭債権	240百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額　12,434百万円

3．保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等について、債務保証を行っております。

株式会社モリタユージー　200百万円

4．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

・再評価の方法……土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月……平成14年３月31日

・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額……4,068百万円

5．期末日満期手形

期末日満期手形の処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当事業年度の末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が残高に含まれております。

受取手形	95百万円
支払手形	111百万円

＜損益計算書の注記＞

関係会社との取引高

売上高	1,514百万円
仕入高	2,083百万円
営業取引以外の取引高	981百万円

＜株主資本等変動計算書の注記＞

当事業年度末日における自己株式の数　普通株式　4,266,764株

＜税効果会計に関する注記＞

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金損金算入限度超過額	162 百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	99
役員退職引当金否認	118
償却限度超過額	117
たな卸資産評価損	51
固定資産評価損	34
貸倒引当金限度超過額	79
会員権評価損	132
土地再評価に係る繰延税金資産	1,974
関係会社株式評価損	121
その他	92
繰延税金資産小計	2,986
評価性引当額	△2,096
繰延税金資産合計	889

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△1,163
固定資産圧縮積立金	△771
土地再評価に係る繰延税金負債	△3,323
繰延税金負債合計	△5,257
繰延税金資産の純額	△4,368

＜リースにより使用する固定資産の注記＞

貸借対照表に表示した固定資産のほか、電子計算機（周辺機器を含む）をリース契約により使用しております。

＜関連当事者との取引の注記＞

属性	会社の名称	住所	資本金(百万円)	事業の内容	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社モリタエコノス	大阪府八尾市	1,000	環境衛生車輌の製造・販売	直接100%	兼任2名	営業取引不動産の賃貸	製品の売上	9	売掛金	0
								製品の仕入	139	買掛金 未払金	30 0
								不動産賃貸収入	243	―	―
子会社	株式会社モリタテクノス	大阪府東大阪市	100	消防車のオーバーホール、電子制御機器の製造・販売	直接100%	兼任2名	営業取引不動産の賃貸	製品の売上	465	売掛金	459
								製品の仕入	753	買掛金 未払金	104 8
								不動産賃貸収入	180	―	―

(注)1.取引金額には消費税等は含まず、期末残高には消費税等を含んで表示しております。

2.製品の販売、仕入に関しては一般的取引条件と同様に決定しております。

3.不動産の賃貸に関しては、近隣の取引実勢に基づいて賃貸料金額を決定しております。

＜１株当たり情報の注記＞

1. １株当たり純資産額　656円32銭
2. １株当たり当期純利益（期中平均株式数による）　23円27銭

なお、１株当たり当期純利益の算定基準は、以下のとおりであります。

当期純利益	1,002百万円
普通株式に係る当期純利益	1,002百万円
普通株式の期中平均株式数	43,062千株

＜重要な後発事象の注記＞

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年５月21日

株式会社 モ リ タ

取 締 役 会　御中

太 陽 Ａ Ｓ Ｇ 監 査 法 人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　新　村　　実㊞

代表社員
業務執行社員　公認会計士　小笠原　　直㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社モリタの平成１８年４月１日から平成１９年３月３１日までの第７４期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「会計方針の変更」に記載されているとおり、会社は当事業年度から「役員賞与に関する会計基準」を適用しているため、当該会計基準により計算書類及びその附属明細書を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成１８年４月１日から平成１９年３月３１日までの第７４期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 159 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一、事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三、内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽ＡＳＧ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽ＡＳＧ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 19 年 5 月 23 日

株式会社モリタ　監査役会

常勤監査役 広瀬　郷㊞

(社外監査役)

常勤監査役 西田一成㊞

監査役 松村和宜㊞

(社外監査役)

監査役 中野輝雄㊞

(社外監査役)

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

１．期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元につきましては、「会社は株主のもの」という視点に立ち、財務体質と企業基盤の強化を図りつつ、「安定的な配当の継続及び向上」を基本方針としてまいりました。

また、本年当社は、創業100周年を迎えさせていただくことができました。これもひとえに株主の皆様をはじめ、関係各位のあたたかいご支援とご厚情の賜物と厚く御礼申し上げます。つきましては、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするとともに今後も引き続きご支援賜りたく、創業100周年記念配当を実施することとし、期末配当に関しては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金15円（うち、普通配当５円・創業100周年記念配当10円)
総額639,776,670円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成19年６月29日（金曜日）

２．その他剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金　　200,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金　　200,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

(1) 株主総会の招集に関し、株主総会参考書類等の一部をインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとすることができると認められたことに伴い、株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

(2) 会社法第370条の規定により、定款に定めることによって取締役会における書面決議が認められたことに伴い、取締役会の機動的かつ効率的な運営を図ることを可能とするため、第25条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。

2．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。　　(下線は変更部分)

現　行　定　款	変　更　案
(新　設)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第１５条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第１５条 〳　(条文省略) 第２３条	第１６条 〳　(現行どおり) 第２４条
(新　設)	(取締役会の決議の省略) 第２５条　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
第２４条 〳　(条文省略) 第３４条	第２６条 〳　(現行どおり) 第３６条

第３号議案　取締役９名選任の件

取締役 新村鋭男、中島正博、出水重次、生地雅昭、村井直行、浅田栄治、前畠幸広、中田和彦、北村賢一、土谷和博の10氏は本総会終結の時をもって任期満了となり、また、取締役 柴田正興氏は平成19年３月31日をもって辞任いたしましたので、取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

取締役候補者

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
1	新村鋭男 (昭和11年８月８日生)	昭和34年４月　山一證券㈱入社 平成２年５月　同社代表取締役副社長 平成３年５月　山一情報システム㈱代表取締役社長 平成10年２月　日本フィッツ㈱代表取締役社長 平成10年５月　当社顧問 平成10年６月　当社取締役 平成11年６月　当社代表取締役社長 平成14年７月　当社代表取締役会長(現在) 平成16年６月　㈱モリタテクノス代表取締役会長(現在) [他の法人等の代表状況] ㈱モリタテクノス代表取締役会長	137,000株
2	中島正博 (昭和25年２月３日生)	昭和47年３月　当社入社 平成15年４月　当社執行役員 平成16年６月　当社取締役 平成18年６月　当社代表取締役社長(現在)	46,000株
3	生地雅昭 (昭和20年４月11日生)	昭和43年４月　松下精工㈱(現　松下エコシステムズ㈱)入社 平成14年６月　同社取締役副社長 平成17年９月　当社特別顧問 平成18年４月　当社副社長執行役員 平成18年６月　当社取締役副社長(現在) 平成19年４月　当社ポンプ生産本部長、新工場建設プロジェクト委員長(現在)	8,000株
4	村井直行 (昭和26年１月10日生)	昭和48年３月　当社入社 平成10年６月　当社取締役 平成15年４月　当社常務取締役(現在) 平成19年４月　当社ポンプ開発本部担当(現在)	44,460株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
5	浅田栄治 (昭和28年12月8日生)	昭和52年３月　当社入社 平成14年６月　当社取締役 平成15年７月　当社常務取締役(現在) 平成19年４月　当社ポンプ生産本部副本部長・調達部長・一般車工場長(現在)	16,000株
6	前畠幸広 (昭和25年８月22日生)	昭和48年３月　当社入社 平成15年４月　当社執行役員 平成15年６月　当社取締役 平成16年６月　当社常務取締役(現在) 平成18年４月　当社ポンプ営業本部副本部長(現在)	11,000株
7	中田和彦 (昭和22年11月５日生)	昭和45年４月　鐘紡㈱入社 平成10年６月　㈱モリタエコノス取締役 平成11年６月　同社常務取締役 平成13年10月　当社取締役 平成18年４月　当社ポンプ生産本部　生産企画部　原価管理課担当(現在) 平成18年７月　当社常務取締役(現在) 平成19年４月　当社管理サービス本部長(現在)	39,870株
8	北村賢一 (昭和25年11月24日生)	昭和48年４月　手塚興産㈱入社 平成４年７月　㈱森田ポンプサービスセンター入社 平成15年９月　当社環境事業本部　副本部長 平成16年５月　当社執行役員 平成16年５月　当社環境事業本部長(現在) 平成18年６月　当社取締役(現在)	11,000株
9	土谷和博 (昭和24年７月30日生)	昭和47年４月　山一證券㈱入社 平成９年６月　同社取締役 平成10年４月　日本フィッツ㈱入社 平成11年10月　当社入社 平成14年３月　オリエント証券㈱入社 平成16年２月　フィッチ・レーティングス社入社 平成17年４月　当社入社、執行役員 平成18年４月　当社防災事業本部長(現在) 平成18年６月　当社取締役(現在)	2,000株

(注)　各取締役候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査役４名選任の件

監査役　広瀬 郷、西田 一成、松村 和宜、中野 輝雄の４氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

監査役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
1	広瀬　郷 (昭和23年２月20日生)	昭和47年４月　第一生命保険㈱入社 平成13年４月　同社大阪特別法人部長 平成15年６月　当社常勤監査役(現在)	5,000株
2	西田一成 (昭和19年11月19日生)	昭和42年３月　当社入社 平成12年６月　当社執行役員 平成15年７月　当社常務執行役員 平成16年６月　当社常勤監査役(現在)	31,000株
3	松村和宜 (昭和22年１月２日生)	昭和48年４月　弁護士登録 昭和54年９月　曽根崎法律事務所共同経営(現在) 平成元年６月　当社監査役(現在)	14,060株
4	柴田正興 (昭和21年４月７日生)	昭和44年４月　㈱富士銀行(現 ㈱みずほ銀行)入行 平成10年４月　同行本店審議役 平成10年５月　当社顧問 平成10年６月　当社取締役 平成14年６月　当社常務取締役 平成16年９月　当社専務取締役 平成19年４月　当社顧問(現在)	50,000株

(注) 1. 各監査役候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
2. 広瀬 郷、松村 和宜の両氏は、社外監査役候補者であります。
3. 候補者　広瀬 郷氏は、第一生命保険相互会社における長年の業務経験を当社の監査機能に生かしていただけるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。
4. 候補者　松村 和宜氏は、顧問契約を締結している法律事務所所属の弁護士であり、弁護士としての法的な専門知識と経験から監査機能を充分に発揮していただけるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。また、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務にも精通されており、企業経営を統治する充分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行されるものと判断いたしております。
5. 社外監査役候補者の当社監査役の在任期間（本総会終結の時まで）
広瀬　郷氏　　４年
松村和宜氏　　18年

第５号議案　退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈
並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

平成19年３月31日付で取締役を辞任されました柴田正興氏並びに本総会終結の時をもって任期満了により、取締役を退任されます出水重次氏並びに監査役を退任されます中野輝雄氏に対し、在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役各氏の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
柴　田　正　興	平成10年６月　当社取締役 平成14年６月　当社常務取締役 平成16年９月　当社専務取締役 平成19年３月　当社専務取締役辞任
出　水　重　次	平成13年６月　当社取締役 平成14年２月　当社常務取締役 平成15年７月　当社専務取締役 平成16年６月　当社取締役副社長(現在)
中　野　輝　雄	平成15年６月　当社監査役(現在)

また、当社は平成19年５月24日開催の取締役会において、役員報酬体系の見直しの一環として、年功的かつ報酬の後払いの要素が強く、また、業績及び株主利益との関連性が薄いため、本総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第３号議案及び第４号議案をご承認いただいた場合に再任される取締役　新村鋭男、中島正博、生地雅昭、村井直行、浅田栄治、前畠幸広、中田和彦、北村賢一、土谷和博の９氏並びに監査役　広瀬　郷、西田一成、松村和宜の３氏に対し、本総会終結の時までの労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給することとし、その具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。なお、贈呈の時期は各取締役及び各監査役の退任の時といたしたく存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
新　村　鋭　男	平成10年６月　当社取締役 平成11年６月　当社代表取締役社長 平成14年７月　当社代表取締役会長(現在)

氏　　名	略　　歴
中　島　正　博	平成16年６月　当社取締役 平成18年６月　当社代表取締役社長(現在)
生　地　雅　昭	平成18年６月　当社取締役副社長(現在)
村　井　直　行	平成10年６月　当社取締役 平成15年４月　当社常務取締役(現在)
浅　田　栄　治	平成14年６月　当社取締役 平成15年７月　当社常務取締役(現在)
前　畠　幸　広	平成15年６月　当社取締役 平成16年６月　当社常務取締役(現在)
中　田　和　彦	平成13年10月　当社取締役 平成18年７月　当社常務取締役(現在)
北　村　賢　一	平成18年６月　当社取締役(現在)
土　谷　和　博	平成18年６月　当社取締役(現在)
広　瀬　　郷	平成15年６月　当社常勤監査役(現在)
西　田　一　成	平成16年６月　当社常勤監査役(現在)
松　村　和　宜	平成元年６月　当社監査役(現在)

第６号議案　役員賞与支給の件

当期末時点の取締役11名及び監査役４名に対し、当期の業績等を勘案して役員賞与総額77,700千円（取締役分75,300千円、監査役分2,400千円）を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役及び各監査役に対する支給金額の決定は、取締役については取締役会の決議に、監査役については監査役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

第７号議案　監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、平成６年６月29日開催の第61回定時株主総会において、月額300万円以内としてご承認いただき現在に至っておりますが、役員報酬体系の見直しによる役員退職慰労金制度の廃止を勘案して、監査役の報酬額を月額400万円以内と変更させていただきたいと存じます。

なお、監査役の員数は、第４号議案が原案どおり承認可決されますと現在と同じく４名となります。

以上

MEMO

株主総会会場ご案内略図

大阪市生野区小路東五丁目５番20号
株式会社モリタ(当会社　大阪本社会議室)
TEL 大阪(06)6756-0100(代表)



[地下鉄千日前線「小路駅」「北巽駅」より徒歩約７分
近鉄「布施駅」より徒歩約14分]